

2017年10月5日

日本保健鍼灸マッサージ柔整協同組合連合会

理事長 吉田 孝雄 様

一般社団法人日本損害保険協会
損害保険相談・紛争解決サポートセンター

自賠責保険と自動車保険について（ご回答）

拝復 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、平成29年9月11日付にてご連絡いただきました「自賠責保険と自動車保険について（質問）」について、以下のとおり回答申し上げます。

なお、弊会では「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」（平成13年金融庁・国土交通省告示第1号。以下「支払基準」という）を前提とした回答となりますので、個別具体的な事案は保険会社にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬具

1. 治療費に「あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう」は含まれるのですか。

支払基準では次のとおり規定されております。

第2 傷害による損害

1 積極損害

(1) 治療関係費

⑧ 柔道整復等の費用

免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う
施術費用は、必要かつ妥当な実費とする。

2. 柔道整復等の「等」に含まれるのであれば、「あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅう」の他に「カイロプラクティクス」「整体」「ヨガ」等も含まれるのですか。

支払基準は上記のとおりです。

3. この場合の通院慰謝料は、どのようになるのですか。

個別具体的な事情によって異なると思料いたします。

なお、支払基準における慰謝料に関わる規定では被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して、治療期間の範囲内とされております。

4. 医師の「同意書等が必要とされる場合」は、その根拠はどこにあるのですか。

支払基準にはご質問に関わる記載がないため回答いたしかねます。

以上

本件に係るお問合せ：一般社団法人日本損害保険協会

損害保険相談・紛争解決サポートセンター運営グループ

TEL：03-4335-9291 担当：小谷野、及川